

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	教育委員会事務局 中央図書館 利用サービス担当 (06-6539-3326)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	大阪市立図書館資料の貸出利用制限
概要	資料の利用期間の末日から起算して一定期間以上経過してもなお返却しないとき等、一定要件に該当する方に対しては、資料の利用を断り、又は制限し、若しくは停止することがあります。
根拠法令等 及び条項	図書館規則（昭和36年9月1日（教）規則第12号）第4条 (https://www.oml.city.osaka.lg.jp/?page_id=446) 図書館資料利用規程（昭和36年10月25日（教育長）達第5号）第13条 (https://www.oml.city.osaka.lg.jp/?page_id=441)
処分基準	次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、資料の利用を断り、又は制限し、若しくは停止することがあります。 <ul style="list-style-type: none"> ・資料を滅失し又は損傷したとき ・資料の利用期間の末日から起算して15日以上経過してもなお返却しないとき ・資料の利用期間の末日から起算して2カ月以上を経過して返却したとき ・資料を転貸し、又はその利用の権利を譲渡したとき ・管理上支障があると認めたとき ・図書館資料利用規程又は図書館資料利用規程に基づく職員の指示に違反したとき
ホームページ	
備考	